



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナム知的財産法の改正

1. はじめに
2. 特許に関連する改正点
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2022年9月21日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2022-8/>)。

1. はじめに

2022年6月16日に現行の知的財産法(Law No. 50/2005/QH11(Law No. 36/2009/QH12、42/2019/QH14により修正補充))のいくつかの条項を修正補充する法律(Law No. 07/2022/QH15、以下「改正法」といい、同法により修正補充された知的財産法を「改正知的財産法」といいます。)が可決されました。本改正は、現行知的財産法に存する不明瞭な点の改正や国際的な合意(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)等)との整合性を確保すること等を目的としています。改正法のうち、音商標に関する規定は2022年1月14日、農薬の試験データ保護に関する規定は2024年1月14日に、それ以外の規定は2023年1月1日に施行されます(改正法第3条各項)。本改正による改正箇所は多岐にわたるため、本稿では、紙面の許す限り、改正箇所のうち特許に関連する改正点をいくつか取り上げます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

2. 特許に関連する改正点

(a) 発明が新規性を有さない場合の追加

ベトナム法上、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決たる発明(現行知的財産法第4条第12号)が所定の要件を充足する場合に、発明独占権(Bằng độc quyền sáng chế)、有益解法独占権(Bằng độc quyền giải pháp hữu ích)(以下「特許権」といいます。)として保護されるものとされており(現行知的財産法第58条第1項、第2項)、その一要件として新規性が必要となります(現行知的財産法第58条第1項第a号、第2項第a号)。

そして、現行知的財産法は、新規性を有さない場合として、「発明登録出願書提出日前、又は優先権を享受する発明登録出願の場合において優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用若しくは書面での説明形態又はその他何らかの形態の下で、公然と開示されているとき」を規定していました(現行知的財産法第60条第1項)。改正法はこれに加え、「従前の出願日又は優先日を有するその他発明登録出願書において公然と公開されているが、当該発明登録出願書の提出日又は優先日以後に公開されるとき」にも新規性を有さない旨規定し(改正知的財産法第60条第1項第b号)、発明が新規性を有さない場合を追加しました。

(b) 第一国特許出願義務に関する規定の新設

第一国特許出願義務とは、その国で完成した発明を、最初にその国に出願しなければ、外国に出願できないというものです。現行知的財産法の下では、Decree No. 103/2006/ND-CP(Decree No. 122/2010/ND-CPにより修正補充)第23b条が規定しています。同条は、ベトナムの組織又は個人の発明で、かつ、ベトナムで創出された発明が、以下に反して海外で工業所有権保護登録出願がなされたときには、ベトナムで当該発明が保護されないとするので、最初にベトナムで出願することを義務付けています。

- 秘密発明でない発明については、ベトナムで発明登録出願書が提出され、当該提出日から6か月の期間が満了したときのみ、海外で工業所有権保護要求書を提出することができる。
- 秘密発明(=国家秘密保護に関する法令の規定に従い、権限を有する機関、組織により国家秘密であると確定された発明(改正知的財産法第4条第12a号))については、海外で工業所有権保護要求書を提出してはならない。

そして、改正法は、新たに、「国防、安寧への影響を有する技術分野に属する発明で、ベトナムで創出され、かつベトナム国民でベトナムに常居する個人又はベトナム法令に基づいて設立された組織の登録権に属するものについては、既に安寧管理手続を実施するためにベトナムにおいて発明登録出願書が提出されたときに限り、外国で発明登録出願書を提出することができる。」との規定を追加しました(改正知的財産法第89a条第1項)。当該既定の詳細については政府が定めるものとされており(同条第2項)、政府が規定する「国防、安寧への影響を有する技術分野に属する発明」や「安寧管理手続」の具体的内容によっては、大きな影響を及ぼす可能性もあるため、留意が必要と思われます。

(c) 保護証書付与の拒絶事由の追加

改正法は、発明、意匠等の登録出願に係る保護証書付与全般の拒絶事由を追加するのみならず(改正知的財産法第117条第1項)、発明登録出願の保護証書付与の拒絶事由を新設しました(改正知的財産法第117条第1a項)。新しく追加された拒絶事由を纏めると以下のとおりです。

発明、意匠等の登録出願に係る 保護証書付与全般の拒絶事由	発明登録出願の保護証書付与の拒絶事由
<ul style="list-style-type: none"> - 出願人が工業所有権の対象物を登録する権利を有さない又は悪意のある商標登録であると主張する根拠を有する場合 - 出願の修正及び補足が、出願書で開示又は記載された対象の範囲を拡大、又は出願書で記載された登録要求対象の性質を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> - 保護を要求される発明が、発明登録出願の当初の明細書における開示の範囲を超えている場合 - 関連する技術分野の平均的な知識を有する者が、当該発明を実施できる程度に、発明が明細書に十分かつ明確に開示されていない場合 - 遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識に基づいて直接創作された発明について、発明登録出願が、遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識の起源を開示していない、又は誤って開示している場合 - 改正知的財産法第 89a 条((b)で上述)に違反して発明登録出願がなされた場合

3. 終わりに

知的財産法の改正は、本稿で取り上げた特許関連の改正以外にも、著作権関係の改正や商標権関係の改正、保護証書の効力の終了及び保護証書の無効の場合に関する規定の整備等、多岐に亘るもので、改正知的財産法が施行された場合には一定の影響が生じることも予想されます。さらには、改正法に伴い、施行細則についても今後改正がなされるものと思われ、その内容についても引き続き注視することが望ましいものと思われま。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021